

非農産品市場アクセス交渉に関するモダリティの要素案(仮訳)

改訂版

A はじめに

1. 2002年7月19日の非農産品市場アクセス交渉の作業計画(以下「作業計画」と言う)合意の際、市場アクセス交渉グループの参加国は、“2003年5月31日までのモダリティ合意を目指して、2003年3月31日までにモダリティの大枠に関する共通の理解を得ることを目指す”旨述べた。この合意を促進する観点から、議長は、その責任において、“非農産品交渉のモダリティの要素”に関する案を提示する。
2. 本改訂案は、2002年8月2日から始まった市場アクセス交渉グループの累次の公式会合及び非公式会合での議論に基づくものであり、また、ドーハで閣僚から示されたマンデート及びそのマンデートに基づき2002年7月19日に市場アクセス交渉グループが合意した作業計画に則ったものである。

ドーハ閣僚宣言のパラグラフ16は以下のように述べている(WT/MIN(01)DEC/1)。

“16 我々は、今後合意される交渉形態に従って、特に開発途上国の輸出関心品目を中心に、タリフ・ピーク、高関税及びタリフ・エスカレーションの削減又は撤廃を含めた関税、及び非関税障壁の削減、または適切な場合には、撤廃を目指す交渉に合意する。交渉対象品目は包括的であり、かつ、あらかじめ例外品目を設けてはならない。交渉は1994年ガット第28条の2の関連諸規定及び本文書第50項において引用されている諸規定に従って、関税削減約束に関する相互主義の軽減も含め、開発途上国及び後発開発途上国の特別なニーズ及び関心に十分に配慮する。この目標を達成するため、今後合意される交渉形態は、後発開発途上国が効果的に交渉に参加することを支援するための適切な研究やキャパシティ・ビルディング措置を含む。”

更に、作業計画のパラグラフ4は以下のように述べている(TN/MA/3)。

“4 ドーハ閣僚宣言パラグラフ16及びその他の関連する条項に従い、開発途上国及び後開発途上国に対する特別かつ異なる待遇は、本作業計画に基づく交渉の全ての要素における不可欠な部分を構成する。”

3. 本案は、全部又は一部に何らかの合意された要素を示すものではなく、また、参加国の立場を予断するものでもない。本案を見れば直ちに理解されるように、本案においては、ある部分については十分な推敲がなされておらず、提起されたその他の論点が取り上げられていない。従って、本案は包括的なものではなく、むしろ、本案は、考え得る

モダリティの基本的要素を列挙したものであり、今後、調整・完成・精緻化・拡充が必要なものとして理解されるべきである。

4. この基本要素の案が、参加国間の建設的な議論を刺激し、関税及び非関税障壁に関する交渉のモダリティについての合意の確立を可能にすることを希望する。また、議論を行っていく中で、WTO協定に具体化されているWTOの多角的貿易体制の統一性を維持すること、貿易と開発を促進する主要要素であるこれまでの市場開放を積み重ねていくこと、及び、開発途上国に対する特別かつ異なる待遇を交渉の不可欠の部分とするとの重要性を旨に、参加国が交渉を行うことを期待する。

従って、以下の要素が提案される。

B 関税

5. 関税交渉のモダリティについて提案する要素は以下の4点から構成され、これらは全加盟国に適用されるモダリティの不可欠な部分を構成する。

1 フォーミュラ

6. フォーミュラの適用は以下の要素に基づく。

- ・基準税率(base rate)：全ての非農産品^{*1}について、現行の約束の実施後の讓許税率^{*2}から行われる関税の削減・撤廃。ただし、非讓許品目については、関税削減の基準はM F N実行税率^{*3}の2倍とする。
- ・M F N実行税率の基準年(base year)は2001年とする。
- ・非從価税は、Annex1の手続きに基づき、從価税換算に計算されるものとする。
- ・関税分類：交渉はH S 9 6 を基準として開始され、H S 2 0 0 2 で終了する^{*4}。

*1 WTO農業協定の対象外の全ての品目

*2 U Rの結果以降、WTOのM F Nベースで讓許されている品目について、自主的自由化のクレジットが認められる。従って、以下のような品目について、自主的自由化の実施前の税率を基準税率をして用いることによりクレジットが生じるとともに、フォーミュラに基づく関税削減はこの高い基準に適用される。非讓許品目については、その自由化実施時におけるM F N実行税率の2倍又は新讓許税率のいずれか高い方の税率が基準として用いられる。情報技術製品の貿易の拡大に関する閣僚宣言に関する品目、医薬品ゼロゼロに関する更なる取組品目、その他の特定の取組品目については、基準税率はゼロに引き下げられ、このフォーミュラの適用にあたりクレジットは付与されない。なお、認証により法的地域を付与された以下の文書に記された品目については、クレジットが付与される。E C (WT/Let/178)、ハンガリー(WT/Let/398)、インド(WT/Let/182)、韓国(WT/Let/302)、パキスタン(WT/Let/404)、スリランカ(WT/Let/398)、米国(WT/Let/182)。

*3 M F N実行税率が2.5%以下の場合、5%が基準として用いられる。

*4 加盟国が希望する場合、(HS96との)対応表を準備することを条件として、HS2002を基準として交渉を開始することができる。

・輸入統計については、年ごとの変動を緩和する観点から、1999～2000年(以下、「基準期間(reference period)」)を用いるものとする。

7. 全ての非農産品の関税は、パラグラフ6で概要を示した基準税率から、以下のフォーミュラ^{*5}を用いてライン・バイ・ラインで削減する。

$$t_1 = \frac{B \times t_a \times t_0}{B \times t_a + t_0}$$

t_1 最終引下げ税率（従価税で譲許される）

t_0 基準税率

t_a 平均関税率^{*6}

B 参加国によって決定される特定の値の係数

8. 例外として、非農産品の譲許品目が35%以下の参加国は、上記のフォーミュラによる関税削減の実施が免除される。これに代わり、非農産品の品目数の100%を、現行の約束の完全実施後の全開発途上国の譲許税率の平均(27.5%)を超えない範囲で譲許することが期待される^{*7}。

2. 分野別関税撤廃

9. フォーミュラに加えて、特に開発途上国と後開発途上国の輸出関心產品について関税を撤廃・譲許するため、途上国に対する適切な柔軟性のある分野別撤廃アプローチを提案する。次の分野について提案する：電子・電気機器、魚・魚製品、履物、皮革製品、自動車部品、石・宝石・貴金属、繊維・衣服。加盟国は、これらの分野に該当する產品について決定する必要がある。

10. 分野別関税撤廃は、均等な3段階の期間に達成されるものとする。撤廃は、現行の約束の実施後の譲許税率を、非譲許税品目の場合は2001年現在のM F N実行税率を基準とする。関税の引下げは毎年均等に以下のとおり行われる。

・先進国及び希望する参加国は第1段階の終了までに関税を撤廃する。

*5 全ての数値は小数第1位まで四捨五入される。

*6 平均関税率の計算は、加盟国毎に異なる関税率表の影響を受けるべきではない。加盟国の関税率表のタリフライン数の相違による悪影響を軽減するため、H S 6桁レベルまでの国際基準を平均関税率の計算の基礎に用いる。平均関税率は、以下の2段階で計算される。

i) 従価税及び従価税換算(AVEs)のタリフラインの単純平均を非農産品のH S 6桁毎の平均関税率の計算に用いる。

ii) このH S 6桁の平均が、各加盟国の単純平均関税率の計算の基礎として用いられる。

*7 最終的な数値は事務局により確認される。

- ・その他の参加国は、1) 第1段階終了までに10%を超えない水準まで関税引下げを行い^{*8}、2) 第2段階ではその税率を維持、3) 第3段階の終了時に関税撤廃を達成する。

3. 開発途上国及び後開発途上国に対する追加規定

11. (訳注：ドーハ閣僚宣言の) マンデートに関する規定、既に記したS & D及び“相互主義の軽減”を考慮に入れ、開発途上国及び後開発途上国に対し、次の追加規定を適用する。

- a) 開発途上国に対しては、より長い関税削減の実施期間が認められる。また、開発途上国に対しては、タリフラインの最大5%について、a) 非譲許を維持するか、b) フォーミュラの適用除外とする柔軟性が与えられる。ただし、HSにおける一つの類から1%（かつ基準期間の輸入額の1%を超えない範囲）を超えないものとする^{*9}。
- b) 後開発途上国は、上記パラグラフ7、9、10、14、15の削減約束の実施を求められない。しかしながら、本交渉への貢献の一部として、譲許約束の水準の実質的な向上が期待される。

12. 更に、後開発途上国の多角的貿易体制への統合及び生産・輸出基盤の多様化を支援するため、先進国及びその他希望する参加国は、後開発途上国からの非農産品に対して無税無枠のアクセスを [...] 年までに自主的に付与する。

4. 新規加盟国

13. 上記パラグラフ11の記載に加えて、加盟にあたり広範な市場アクセスの約束を行っていること、多くの場合、その実施期間中にあることを考慮し、参加国は、新規加盟国に対する以下の仕組みについて検討することができる。

- ・フォーミュラにおける、より高い係数の使用
- ・実施期間の延長
- ・現在の約束の実施期間の後に始まる“据置期間”

5. 補足モダリティ

14. 参加国は、上記のフォーミュラ及び分野別モダリティによる関税の削減及び撤廃に加え、ゼロゼロによる分野別撤廃、分野別ハーモナイゼーション及びリクエスト・オファーを実施することが提案される。

15. また、低関税の撤廃を参加国が検討することが提案される。

*8 仮に関税率（譲許税率、非譲許品目の場合は2001年現在のM F N実行税率）が10%未満の場合、この（10%未満の）関税率が維持される。

*9 これらの柔軟性は、分野別関税撤廃に含まれる製品には適用されない。

C 非関税障壁

16. 非関税障壁に関するモダリティについて、以下の要素が提案される。

- a) 市場アクセス交渉グループは、ドーハ宣言の一部として、非関税障壁に対処する全般的な責任を有することが理解されている。
- b) 交渉グループは、様々な種類の非関税障壁^{*10}を特定・検討する作業に着手する。
- c) 特定する作業が完了した後、参加国は、非関税障壁を分類するとともに、必要に応じ追加的な情報を明確化・収集し、その後、以下の作業に着手する。
 - ・上記により参加国が合意・選定した非関税障壁については、リクエスト・オファーや横断的な検討、分野別の検討を含むモダリティに基づき、市場アクセス交渉グループで取り扱われる。
 - ・ドーハ宣言により他の分野に特定の交渉マンデートが存在する非関税障壁については、その分野において引き続き取り扱われるべきであるが、その交渉の進捗又は結果に関する情報は、透明性を確保するため、本グループに報告されるべきである。
 - ・ドーハ宣言の他の分野に関連する非関税障壁であって、現在のところ特定の交渉マンデートを有しないものに関する作業は、他の場所で討議されることになるが、その進捗に関する情報は、透明性を確保するため、本グループに報告されるべきである。
 - ・また、現在のところ、特定の交渉マンデートを有しない非関税障壁については、更に明確化を行い、仮に本グループがそれらをその他のWTO機関に付託する必要性があると決定した場合には、適当なWTO組織が措置・報告できるようTNCに報告される。
- d) 非関税障壁に関する作業の進捗に応じ、また、特定の種類の非関税障壁及び合意されるモダリティに予断を与えることなく、参加国は、開発途上国及び後開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を十分に考慮する必要がある。

D. 適切な研究及び能力開発

17. ドーハ宣言のパラグラフ16、及び、パラグラフ16で言及されているパラグラフ50において、モダリティの一部として、後開発途上国が交渉に効果的に参加することが可能となるよう、適切な研究及び能力開発手法を付与することとされている。この関係から、及び、より広義の視点から、以下が提案される。

- ・参加国は、交渉への更なる参加を促す研究及び他の能力開発措置に関する問題点を特定する。更に、事務局は、本交渉グループに適当な作業を行う際には、他の国際機関

*10 この点に関しては、既に参加者によって非関税障壁を通知することで作業が開始されていることが留意される。

との協力も含め、これらの問題を引き続き取り扱う^{*11}。

- ・参加国は、2002年及び2003年のWTO年次技術支援/能力開発計画に既に盛り込まれている措置に留意しつつ、非農産品市場アクセス交渉に関する技術支援及び能力開発を十分に提供する提案を行う。

*11 これまでに以下に示す多数の研究が行われている。市場アクセスに関する研究の文献目録(TN/MA/S/1-Add. 1)、関税交渉のフォーミュラapro一チ(TN/MA/S/3+Rev. 1+Rev. 1/Add. 1+Rev. 2)、WTO加盟国の関税プロフィール(TN/MA/S/4+Rev. 1+Rev. 1/Corr. 1)、関税交渉のフォーミュラapro一チ—加盟国の譲許関税に基づく事務局シミュレーション(JOB(03)/67)—、加盟国の非従価税に関する指標と従価税換算の可能性(TN/MA/S10)、後開発途上国の輸出関心品目に関する市場アクセスの問題(TN/MA/S/7)

Annex 1 従価税換算の計算

1. 加盟国が非従価税を有している場合、事務局は、以下の方法により従価税換算(AVEs)を計算する。
 - ・輸入金額と輸入数量が I D B から入手できる場合、タリフラインごとの単価が計算される。
 - ・タリフラインごとの輸入金額と輸入数量が I D B から入手できない場合、 I D B データの単価が用いられる。
 - ・特定の国について、 H S 6 衍レベルでの輸入金額及び輸入数量が I D B から入手できない場合、 I D B から利用可能なデータ及び国連 COM T R A D E データベースの情報に基づく世界単価が用いられる。
 - ・技術的理由により従価税換算が計算できない非従価換算の関税については、本文パラグラフ 7 に示したフォーミュラの平均関税率(ta) を従価税換算と推定する。
2. しかしながら、加盟国が希望する場合、透明性のある方法及び基準年のデータを用いることにより、加盟国は従価税換算を独自に計算することもできる。(この場合、)この計算に用いた方法及びデータの詳細をオファー案に添付するとともに、これら的方法及びデータを多国間レビューの対象とされるものとする。加盟国は、従価税換算の計算について事務局に技術的援助を要求することができる。